4　申請書の提出書類・方法
　申請方法は郵送とし（５参照）、提出書類は次のとおりとする。
⑴　測量・建設コンサルタント等
ア　申請書（測量・建設コンサルタント等）
イ　測量等実績調書
ウ　技術者経歴書
エ　営業所一覧表
オ　登記簿謄本、登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）
カ　登録証明書等
キ　財務諸表類
ク　納税証明書その３、又はその３の２、若しくはその３の３
ケ　返信用封筒（送付先を明記し82円切手を貼付したもの。）
コ　官公需適格組合証明書の写し（適格組合証明を受けている場合）
⑵　建設工事
ア　申請書（建設工事）
イ　工事経歴書
ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
エ　営業所一覧表
オ　経営事項審査結果通知書（総合評定値通知書含む）の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
カ　納税証明書その３、又はその３の２、若しくはその３の３
キ　返信用封筒（送付先を明記し82円切手を貼付したもの）
ク　官公需適格組合証明書の写し（適格組合証明を受けている場合）
※封筒には「競争参加資格申請書　書類一式在中」と朱書きにする。
※公的機関が発行する書類については、発行日から３ヶ月以内のものに限る。
※添付書類は、内容が鮮明であり確認できるものであれば写しでも可とする。

5　申請に関する照会先及び申請書類の郵送先
⑴　照会先　外務省大臣官房会計課管理室　電話03－3580－3311　内線5989　受付時間９：30―17：00（12：30―13：30は除く）
⑵　郵送先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課管理室
6　申請書等の作成に用いる言語等
⑴　申請書及び財務諸表は日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものについては、日本語の訳文を付記し又は添付すること。
⑵　申請書及び添付書類のうち金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し記載することとする。
7　競争に参加することができない者
⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
⑵　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑥　全各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
⑦　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑶　各業種に必要な登録又は許可を得ていない者
⑷　建設工事においては建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けてない者

8　競争参加者の資格及び審査
⑴　競争に参加できる者の資格の審査は上記５において付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その数値の合計をもって行うものとする。
⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の付与数値の合計により下記の区分に基づいて各等級に格付けをする。

契約の種類	数値		等級
測量・建設コンサルタント等	145以上		：A
	85以上	145未満	：B
	30以上	85未満	：C
総合建設工事（土木一式工事・建築一式工事）	1,250以上		：A
	1,100以上	1,250未満	：B
	850以上	1,100未満	：C
	750以上	850未満	：D
		750未満	：E
総合建設工事以外の工事	900以上		：A
	700以上	900未満	：B
		700未満	：C

⑶　資格を有する者が競争に参加することができる場合は、原則として下記の区分に従い資格の等級に対応する予定価格を契約とする。

契約の種類	等級	予定価格
測量・建設コンサルタント等	A：	1,000万円以上
	B：	350万円以上 1,000万円未満
	C：	350万円未満
総合建設工事（土木一式工事・建築一式工事）	A：	45,000万円以上
	B：	22,000万円以上 45,000万円未満
	C：	7,000万円以上 22,000万円未満
	D：	1,500万円以上 7,000万円未満
	E：	1,500万円未満
総合建設工事以外の工事	A：	1,500万円以上
	B：	500万円以上 1,500万円未満
	C：	500万円未満

9　申請者への資格審査結果の通知
　資格審査の結果は文書にて通知する。
10　競争参加資格の有効期間
　資格を付与された日から平成33年（2021年）３月31日までとする。なお、定期申請の受付期間に受理したものについて資格を付与される日は、原則平成31年（2019年）４月１日とする。
11　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
　東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省北庁舎１階東口玄関

招　請

資料提供招請に関する公表

　次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
　平成30年11月26日
国立研究開発法人
国立循環器病研究センター
理事長　小川　久雄
◎調達機関番号　820　◎所在地番号　27
1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　導入計画物品及び数量
A　輸液ポンプ　400台
B　シリンジポンプ　600台
C　輸液スタンド　400台
⑶　調達方法　購入、賃貸借等
⑷　導入予定時期　平成31年６月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
A　輸液ポンプ
①　チューブ装着、設定入力などの操作が容易なこと。
②　軽量、且つ、輸液スタンドへの着脱が簡便なこと。
③　流量と予定量の入れ間違いに配慮した安全機構を備えること。
④　キーロック機能を備え、設定値の誤操作防止に配慮していること。
⑤　ヒストリ機能や点検支援機能を備えること。
⑥　輸血にも使用できること。
⑦　厚生労働省医薬局長通知（医薬発第0318001号）「輸液ポンプ等に関する医療事故防止対策について」に適合していること。
⑧　不具合時、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。
B　シリンジポンプ
①　操作及び取り扱いが容易であること。
②　流量精度が高く、脈動が少なく、微量持続注入に適すること。
③　軽量、且つ、輸液スタンドへの着脱が簡便なこと。